○外務省告示第百九十一号

令和七年二月二十七日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるサイクロン及び洪水で被災したコミュニティのためのインフラ復旧計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　サイクロン及び洪水で被災したコミュニティのためのインフラ復旧計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

世界食糧計画側　ドメニコ・スカルペッリ在バングラデシュ事務所代表

令和七年五月二十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十二号

令和七年三月四日にダッカで、バングラデシュ人民共和国におけるコックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための人道支援計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コックスバザール県及びバシャンチャール島におけるミャンマーからの避難民のための人道支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　齋田伸一在バングラデシュ大使

国際連合児童基金側　ラナ・フラワーズ在バングラデシュ事務所代表

令和七年五月二十日

外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百九十三号

令和七年三月七日にローマで、ハイチ共和国における地産地消型学校給食配布計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　地産地消型学校給食配布計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千三百万円

3　署名者

日　本　側　大塚建吾在ローマ国際機関日本政府代表部臨時代理大使

世界食糧計画側　ラニア・ダガシュ＝カマラパートナーシップ及びイノベーション担当事務局次長

令和七年五月二十日

外務大臣　岩屋　毅

○農林水産省告示第七百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県八幡平市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県八幡平市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び八幡平市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡椎葉村大字大河内字大桑木五七〇の四二・五七〇の四三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県白石市小原字深萱一三の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　一般送配電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県伊具郡丸森町字飯塚一〇三の一（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県上野原市秋山字柳所一〇一七八の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第七百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町福士字篠二六八四一・二六八四一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　送電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓

一　解除に係る保安林の所在場所　岡山県井原市西江原町字鳥遷谷四八三一の二二・四八三一の二三・四八三一の二八から四八三一の三〇まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、四八三一の一九から四八三一の二一まで、四八三一の二四、四八三一の二六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び井原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年五月二十日

農林水産大臣　江藤　拓